

裁判長
認印

印

調書(決定)

事件の表示	平成24年(行ト)第53号
決定日	平成24年1月14日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長裁判官	竹内 行夫
裁判官	須藤 正彦
裁判官	千葉 勝美
裁判官	小貫 芳信
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原裁判の表示	東京高等裁判所平成24年(行タ)第135号(平成24年8月16日決定)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

第2 理由

民事事件について特別抗告をすることが許されるのは、民訴法336条1項所定の場合に限られるところ、本件抗告理由は、違憲をいうが、その実質は原決定の単なる法令違反を主張するものであって、同項に規定する事由に該当しない。

平成24年1月14日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 近藤和人印

これは正本である。

同日同序

裁判所書記官 近藤和人





当事者目録

ほか

子子子子り子豊子二夫桐子り郎久香子守作重江子子三実子瑞吉仁草子江子子子夫き誠明
ど 惠 一 理 喜 和 ゆ

洋悦紀博み益 淑靖哲早利ま賢和美寛 清博芳薰清周 洋 修良千真淑眞美昭幸み 利

澤江谷本沢刺澤貫田樋 合村林山山間藤田 釜橋中合橋村澤山本木木木野田木口田邊橋
久 見

深今板岩梅江大大奥懸角川木小小佐佐島標下高田谷土苗長野橋藤松松水森八山指渡高

人 人

告 告

抗 抗

上記 38名代理人弁護士